

令和 7 年度

中小企業経営強化支援事業公募要領



令和 7 年 5 月 長崎県西海市

1. 事業目的

地域産業の振興や雇用の場として大きな役割を担っている中小企業者の経営力向上を図ることを目的とする。

2. 募集期間

令和7年5月1日（木）～6月20日（金）17時必着

※応募書類の必着期日になりますのでご注意ください。

3. 補助対象者

中小企業者（中小企業基本法で規定する中小企業者）

※事業の実施者は、公序良俗に問題のある業種を除き、業種による制限はありません。ただし、訴訟や法令順守上の問題を抱える者でなく、公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者である必要があります。

4. 事業の実施要件

中小企業経営強化支援事業を実施する者は、以下の①から⑩のすべての要件を満たす必要があります。

- ①商工業を営む中小企業者であること。
- ②個人事業主の場合（当該事業者が、西海市内で生産された製品の仕入れ及び販売を行う直売所の代表者である場合を除く。）は、代表者が西海市内に居住していること。
- ③法人の場合は、本社又は主たる工場、事務所又は店舗が西海市内に所在していること。
- ④補助対象事業費が20万円以上の事業であること。
- ⑤西海市商工会の支援を受けて事業計画書及び収支予算書を作成すること。
- ⑥補助金交付後、3年以上の事業継続が見込まれること。
- ⑦市税の滞納がないこと。
- ⑧補助を受けようとする年度の前年度において、この補助金の交付対象となっていないもの。
- ⑨西海市暴力団排除条例（平成24年西海市条例第20号）第2条第1号及び第2号に該当しないこと。
- ⑩審査会に出席し、計画説明ができること。

5. 事業計画期間

中小企業経営強化支援事業の令和7年度にかかる事業計画期間は、交付決定日から、最長令和8年1月30日までの期間です。補助金交付を受ける期間の事業計画を提出下さい。

6. 補助対象事業及び対象経費

(1) 補助対象事業

- ①事業規模の拡大（工場や店舗等の新設、増設など）
- ②生産性の向上（高機能な機械設備等の導入など）
- ③業務の効率化（
〃
）
- ④店舗魅力向上（店舗改修、魅力向上に繋がる備品の購入など）

(2) 対象となる経費

①機械装置等設備費

機械、装置、器具、備品その他設備の設置・購入費(設置、据付工事を含む)

②工事費

上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費

③解体・処分費

上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用

<対象外>

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費
- ・土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費
- ・消耗品の購入に要する経費

7. 補助対象事業費の上限額

補助額の上限 50万円

8. 事業計画書の作成

事業実施者は、事業計画書に事業内容や達成計画などを記載して下さい。

9. 審査選定

応募者からの事業計画等の提出書類の申請を受けて、西海市において審査委員会を開催し、応募者から計画について説明を受けます。

その際、事業性、成長性、継続性が見込まれるかどうかを審査し、最終的に、市長が事業採択を行い、採択の可否を書面で通知します。
※不採択理由の開示は行いません。

10. スケジュール

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ・令和7年6月20日（17時） | 募集期限 |
| ・令和7年7月4日 | 審査会 ※審査時間は申請受付後に通知 |
| ・令和7年7月11日 | 審査結果通知 |
| ・令和7年7月18日（17時） | 正式申請期限（採択者） |
| ・令和7年7月25日 | 交付決定通知 |
| ・交付決定日以降 | 事業開始 |

11. 事業実績報告書の作成

採択された事業実施者は、事業実施期間を含めて3年間の事業実施状況について実施状況報告書に記載し、報告する必要があります。

12. 応募手続き

中小企業経営強化支援事業にかかる応募書類や手続きは以下のとおりです。なお、応募書類については、西海市商工会と打合せのうえご提出ください。

（1）提出書類

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③その他事業PR資料（任意）

（2）提出先

〒857-2302 西海市大瀬戸町瀬戸樺浦郷 2278-2
西海市役所 ふるさと資源推進課 商工物産振興班

（3）提出方法

郵便若しくは直接ご持参ください。

○お問い合わせ先

西海市役所 ふるさと資源推進課 商工物産振興班（担当：山口）
TEL：0959-37-0064 FAX：0959-37-0220
E-mail：machidukuri@city.saikai.lg.jp

【事業計画書】

●事業者概要

主たる業種				
主な商品・サービス				
資本金又は出資の額		円		
常時雇用従業員数		人	パート・アルバイト数	人
連絡担当者	氏名		役職	
	電話番号		携帯電話番号	
	FAX番号		e-mailアドレス	

●事業状況

事業の状況	
自社の強み (商品・サービスなど)	
自社の課題	

●事業計画

事業名 (30文字以内)			
事業期間	交付決定日 ~ 年 月 日		
事業目的 (該当に○)	事業規模拡大・生産性向上・業務効率化・店舗魅力向上		
具体的な取組み内容 (選択した事業目的との関連性がわかるように記入)			
実施後に想定される効果 (選択した事業目的に応じた数値目標も記入)	効果概要		
	設定項目 (該当に○)	売上・労働生産性・利益率・付加価値額	
	設定項目の目標値	現状値	目標値

●目標値の達成計画

設定項目	現状値	目標年度	目標値
売上		年度	
		年度	
		年度	
労働生産性		年度	
		年度	
		年度	
利益率		年度	
		年度	
		年度	
付加価値額		年度	
		年度	
		年度	

※1 事業計画内に記載する設定項目のみ記載すること。

※2 上記目標年度は事業所の会計年度を指します。

●当事業の推進スケジュール

項目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
業者との打合せなど							
工事発注・完成 設備購入 など							
業者への支払い							
実績報告書提出							

※おおまかな時期を → で表示すること

【収支予算書】

●収入

(単位 : 円)

科目	金額	備考
市補助金		補助対象経費の1/2以内、ただし松島、江島、平島においては3/4以内（上限50万円）※1,000円未満切捨
自己資金		
補助合計		

●支出

(単位 : 円)

科目	金額	(うち補助金額)	積算根拠
機械装置等費			
工事費			
解体・処分費			
合計			補助対象経費の下限 20万円

※消費税本則課税事業所は税抜き金額で記載して下さい。

【対象となる「中小企業者」の定義】	
中小企業基本法(昭和38年法律第154号)で規定する中小企業者であること。	
【対象となる事業】	
事業規模の拡大	工場や店舗等の新設・増設に伴う工事費など
生産性の向上	高機能な機械設備等の導入に伴う購入費など
業務の効率化	省力化のための設備等の導入に伴う購入費など
店舗の魅力向上	店舗改修、魅力向上に繋がる備品の購入など
【対象となる経費】	
機械装置等費	機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費 (設置、据付工事を含む)
工事費	上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費
解体・処分費	上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用
対象外	・ 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費 ・ 土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費 ・ 消耗品の購入に要する経費